

一般社団法人滋賀県トライアスロン協会定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人滋賀県トライアスロン協会と称し、英文では Shiga Triathlon Association、略称：STA と表示する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を滋賀県蒲生郡竜王町に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、滋賀県におけるトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン、その他関連複合競技（以下「トライアスロン等」という。）の普及及び振興に関する事業を行い、もって県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) トライアスロン等に関する普及振興事業
- (2) トライアスロン等に関する記録会、練習会、講習会、研究会、講演会等の開催
- (3) トライアスロン等に関する競技会の開催
- (4) トライアスロン等に関する審判員及び指導者の養成と資格認定
- (5) トライアスロン等に関する競技会への選手、役員の派遣
- (6) トライアスロン等に関する機関紙及び刊行物の発行
- (7) トライアスロン等に関する関係団体との連絡調整事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

第5条 (種別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的を支援するため入会した個人又は団体
- (3) 登録会員 この法人の目的に賛同し滋賀県トライアスロン協会に登録した個人
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

第6条（入会）

正会員、賛助会員又は登録会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員又は登録会員となる。

第7条（加盟団体の資格の得喪）

この法人の加盟団体になろうとするものは次項の要件を満たしていることにつき、理事会において承認を受けなければならない。

- 2 この法人の加盟団体となる要件は下記の通りとする。
 - (1) 郡市を単位として設立されていること。
 - (2) 当該郡市において、トライアスロン競技者を代表する唯一の団体であること。
 - (3) 規約を有し、民主的な意思決定、執行、代表する機関が確立され、組織運営がなされていること。
 - (4) この法人の目的に賛同し、当該郡市の体育協会加盟を目指す団体であること。
 - (5) 宗教、政治、営利を目的とした事業を行う団体でないこと。
 - (6) この法人の定める諸規程を遵守し、組織・事業等が公正に運営されていること。
 - (7) 当該郡市に在住・在勤するトライアスロン競技者により会員が構成され、入会にあたって恣意的な選別がなされていないこと。
 - (8) この法人の各種事業に積極的に協力し、他の加盟団体との交流、協力ができる体制であること。

第8条（会費）

正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員及び登録会員は、社員総会において別に定める賛助会費、登録会費を納入しなければならない。

第9条（任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第10条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第11条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。ただし、やむを得ない事情があり、理事会が相当と認めるときは、この限りでない。
- (2) 当該会員が死亡し、または所属する加盟団体が解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

第4章 社員総会

第12条（構成）

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

第13条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第14条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

第15条（招集）

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第16条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が議長にあたることができない時は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

第17条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第18条（決議）

- 1 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第19条（議事録）

- 1 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

第20条（役員の設定）

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上10名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を理事長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、理事長を業務執行理事とする。

第21条（役員を選任等）

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第22条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

第23条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第26条（役員報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

第27条（構成）

- 1 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第28条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び理事長の選定及び解職

第29条（招集）

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

第30条（決議）

- 1 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第31条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、事務局及び専門委員

第32条（名誉会長、名誉副会長及び顧問）

- 1 この法人には、名誉会長1名及び名誉副会長並びに顧問を各若干名置くことができる。
- 2 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、社員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、理事会又は社員総会に出席して意見を述べること及び議決に加わることはできない。
- 4 名誉会長及び名誉副会長は、この法人の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 5 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第33条（事務局）

- 1 この法人の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置く。
- 2 職員は会長が任免する。ただし、事務局長等重要な職員の任免については、理事会の承認を得るものとする。

第34条（専門委員）

- 1 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決により別に定める。

第8章 計算

第35条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第36条（事業計画及び収支予算）

- 1 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

第37条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所及び従たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

第38条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第39条（解散）

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第40条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第41条（剰余金の分配）

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

第42条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 1 章 附則

第 4 3 条 (最初の事業年度)

この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日までとする。

第 4 4 条 (設立時の役員等)

この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	田島一成
設立時理事	柴田智恵美
設立時理事	小畑政光
設立時理事	原田雄二
設立時理事	米倉宏亨
設立時理事	福井和彦
設立時代表理事	田島一成
設立時監事	黄瀬 修

第 4 5 条 (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	滋賀県長浜市三田町 1 3 0 8 番地 1 6
		氏名	小畑政光
	2	住所	滋賀県彦根市新海浜二丁目 3 番地 1
		氏名	米倉宏亨
	3	住所	滋賀県大津市大江六丁目 2 2 番 1 6 号
		氏名	福井和彦

第 4 6 条 (法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人滋賀県トライアスロン協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 2 9 年 1 月 4 日

設立時社員 小畑政光 印

設立時社員 米倉宏亨 印

設立時社員 福井和彦 印